

平成 27 年 11 月 27 日
行政改革推進会議

秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）の取りまとめ

平成 27 年 11 月 11 日から 13 日まで実施された秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）の指摘事項について、別添のとおり取りまとめる。

エネルギー・地球温暖化対策(Ⅰ)

エネルギーに関する諸問題(Ⅰ)

取りまとめ

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金に必要な経費(文部科学省所管事業)」

「全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金(経済産業省所管事業)」

「海外ウラン探鉱支援事業補助金(経済産業省所管事業)」

「濃縮ウラン備蓄対策事業補助金(経済産業省所管事業)」

「緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費(石油分)(経済産業省所管事業)」

- ・使用済燃料運搬船「開栄丸」については、ほとんど使用していないにもかかわらず、使用を前提とした契約内容に基づき維持管理費等が12億円も支出され続けているのは問題である。

こうした状況に対して、今後の利用状況の見通しを踏まえながら、契約の打ち切りや契約内容の見直しも含め、最も合理的な方策に改めて、早急に実行すべきである。仮に当面現在の契約を継続するとしても、現在の使用状況等を踏まえ、毎年度発生する費用の圧縮をはじめ、更なるコスト削減に取り組むべきである。

- ・最終処分場の立地のめどが立っていない段階で、リサイクル機器試験施設(RETF)について、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)を最終処分場に運ぶための容器に入れる施設へ改造することは時期尚早であり、その予算計上は見送るべきである。また、この施設の在り方について考える際には、コスト意識をもって検討すべきである。

- ・日本原子力研究開発機構の運営については、今回取り上げた個々の事業に限らず、契約等を含め、業務運営の透明化をさらに向上させるとともに、コスト削減に取り組むべきである。国民の税金を使っている以上、契約における秘密保持条項の付帯は必要最小限にするべきである。また、既存の契約で秘密保持条項があるものについても、不開示とする合理的な理由がない限り、情報を公開すべきである。
- ・全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金については、執行率が極めて低く、大間原子力発電所の運転時期の動向を踏まえて、抜本的に見直しを行うべきである。特に、将来この補助金によって技術開発が行われ、その技術開発から収益が得られた場合には、交付額に限りなく近い額を国庫に返納させるよう、取り組むべきである。
- ・海外ウラン探鉱支援事業補助金、濃縮ウラン備蓄対策事業補助金については、事業の必要性や今後の見通しを踏まえ、適切な予算の規模とすべきである。また、事業の実績や有効性等のレビューシートへの記載も充実させるべきである。
- ・緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費(石油分)については、国家石油備蓄基地に蔵置されている原油管理に関して、複数の基地をグループ化して入札を行うなどの工夫やコスト削減のインセンティブ導入等により、更にコスト削減に取り組むべきである。

- ・このテーマで取り上げた5つの事業を含む、エネルギー対策特別会計から支出されている事業については、透明性の向上に一層取り組むとともに、事業の効果や効率性をより一層精査すべきである。

エネルギー・地球温暖化対策(Ⅱ)

エネルギーに関する諸問題(Ⅱ)

取りまとめ

「電源立地地域対策交付金(経済産業省所管事業)」
「交付金事務等交付金(経済産業省所管事業)」
「電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金(文部科学省所管事業)」
「原子力発電施設等立地地域特別交付金(経済産業省所管事業)」
「原子力発電施設立地地域共生交付金(経済産業省所管事業)」
「核燃料サイクル交付金(経済産業省所管事業)」
「原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(経済産業省所管事業)」
「電源地域産業育成支援補助金(文部科学省所管事業)」
「原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業(経済産業省所管事業)」
「エネルギー構造転換理解促進事業(経済産業省所管事業)」
「広報・調査等交付金(経済産業省所管事業)」
「広報・調査等交付金(文部科学省所管事業)」
「原子力総合コミュニケーション事業(経済産業省所管事業)」
「核燃料サイクル関係推進調整等委託費(文部科学省所管事業)」

・ 電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金等については、事業目的である電源地域の振興等に真に役立つものとなっているか検証できるよう、まず、国において適切な成果指標を設定するとともに、交付金の交付の際に地方公共団体にも適切な成果指標の設定や効果検証を求めるべきである。これらについては、所管省庁のホームページにおいて、とりまとめて公表すべきである

- ・ 原子力発電施設等立地地域特別交付金をはじめとした各種交付金、補助金については、事業の透明性を向上させる観点から、支給根拠となる交付規則をホームページ上に公表するとともに、交付先の自治体に対しても自治体ホームページへの事後評価報告書の掲載等を要請すべきである。また、申請内容を審査する外部委員及びその選定方法の公表を検討するとともに、交付金を用いた事業の事後評価を厳格に行うべきである。
- ・ 広報・調査等交付金など広報関係の交付金については、適切な成果指標を設定するとともに、事業評価結果を公表すべきである。
- ・ エネルギー構造転換理解促進事業、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業については、地域の自立を図る観点から期限を区切るなど重点的に支援すべきである。
- ・ 核燃料サイクル交付金、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業、原子力総合コミュニケーション事業については、執行率が低調であるが、事業が効果的なものとなっているか、適切な成果目標を設定した上で、検証すべきである。
- ・ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金については、民間団体を経由して執行業務を行っているが、地方自治体による直接の事務執行を含め、効率的な事業執行の在り方を検討すべきである。

エネルギー・地球温暖化対策(Ⅲ)

地球温暖化対策

取りまとめ

「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業(環境省所管事業)」

「二酸化炭素削減技術実証試験事業(経済産業省所管事業)」

「二酸化炭素貯留ポテンシャル調査事業(経済産業省所管事業)」

「CCSによるゼロカーボン電力導入促進事業(環境省所管事業)」

- ・ 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業については、都道府県・特例市以上の市町村は 100%計画を策定済みであり、既に公共施設への省エネ投資を行っている自治体も多く存在している。また、既存の補助金の中には、温暖化対策を支援するものが存在する。本事業については、必要性及び効率性について十分に検討した上で、補助対象自治体、補助対象設備等について真に必要なものに限るとともに、既存の補助金との役割分担・調整を行うなど、徹底した必要経費の圧縮を行うべきである。
- ・ CCS については、2020 年頃に CCS 技術の実用化を実現し、CCS を 2020 年以降の CO₂ の効果的な削減に寄与させるためにも、技術の実用化に向けた現状を検証し、人・モノ・金を分散させることなく、戦略的かつ集中的に投下すべきである。具体的には、経済性・早期実現性を重視する観点から、まずは沿岸での実証事業に人・モノ・金を戦略的かつ集中的に投入すべきである。

- ・CO2 削減を目的とする事業については、レビューシートに同一の基準で1トンあたりCO2 削減コストを明示した上で、事業別に一覧できるようにすることを検討すべきである。

地方創生関連事業(Ⅰ) 地域少子化対策

取りまとめ

「地域少子化対策強化に関する事業」(内閣府所管事業)

- ・少子化対策は、国が喫緊に取り組まなければならない極めて大きな課題であることから、真に効果の見込まれる取組をしっかりと支援することが必要であり、これまでの事業について、本当に効果があったかどうかの検証が求められる。
- ・また、少子化対策の政策体系の中での位置付けを明確化するとともに、受け手である地方公共団体の立場に立った見直しが求められる。特に、地域ぐるみの働き方改革など先駆的な取組を支援する「新型交付金」の創設を踏まえ、新型交付金との関係を整理することが必要である。
- ・さらに、当初予算としては、現行の 10／10 の補助率は見直すべきである。

地方創生関連事業(Ⅱ) ローカル・イノベーション

取りまとめ

「地域経済循環の創造」の推進に要する経費」(総務省所管事業)
地域創業促進支援事業(旧:創業・第二創業促進補助金、経済産業省所管)

・産業政策においては、自立的事業の創出支援が目的であり、モラルハザードを起こさないためにも、投融資、信用保証等による有償資金の供給が主な支援手法として採用されるべきである。仮に補助金を使うにあたっては、基本的に利子補給にとどめるべきである。両事業は、事業実施主体向けの補助金を交付しているものであるが、上記の視点も踏まえ、公費投入の必要性等の検証を行い、事業の効果を厳格に検証し、制度設計のあり方、新型交付金を含めた役割分担について見直しを行うべきである。見直しに当たっては、多様な地域の実情に柔軟に対応できるものとするため、事業の整理統合や窓口のワンストップ化などについても検討すべきである。

地方創生関連事業(Ⅲ) 小さな拠点

取りまとめ

「過疎地域振興対策等に要する経費」(総務省所管事業)

「農村集落活性化支援事業」(農林水産省所管事業)

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(集落活性化推進事業費補助金)」(国土交通省所管事業)

- ・「小さな拠点」を整備する必要性は認められるが、今回、「新型交付金」が創設されることを踏まえ、既存の3事業について、補助金等を利用する自治体側の立場に立ち、改めて、事業の整理・統合等を含めて、その在り方を抜本的に見直すべきである。

地方創生関連事業(Ⅳ) 地域観光まちづくり(日本版 DMO)

取りまとめ

「広域観光周遊ルート形成促進事業」(国土交通省所管事業)

「観光地域ブランド確立支援事業」(国土交通省所管事業)

「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」(国土交通省所管事業)

- ・「広域観光周遊ルート形成促進事業」、「観光地域ブランド確立支援事業」、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」に関して、訪日外国人旅行者数を増加させるに当たっては、海外との競争を意識して、外国人旅行者の目線に立ち、訪日外国人を受け入れる環境の整備や情報発信を行うことが求められる。
- ・「広域観光周遊ルート形成促進事業」及び「観光地域ブランド確立支援事業」において、成果目標の目標最終年度が平成 32 年度に設定されているが、当該施策がないときに比べ、施策を行うことでどれくらいの効果があったのかを示すことにより、毎年の進捗状況を適切に見極めるとともに、事業の効果について個々の支援事業毎に PDCA サイクルを回しながら、詳細の効果測定をしていくことが必要である。
- ・「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」についても、同時に進捗状況の管理と効果測定をしていくことが必要である。
- ・「訪日外国人旅行者数」についての現在の目標値の 2000 万人が早期に達成される見通しであり、新たな目標値の設定が検討されているが、個別地域における

目標が達成されているものについては、今後全国的な新目標を踏まえた目標を再設定するか、順次自立を求めていくべきである。

・3事業と観光地域づくりの主体(DMO)を支援する「新型交付金」との役割を整理する必要がある。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック関連(Ⅰ)

スポーツ関連予算

取りまとめ

「独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費交付金に必要な経費」(文部科学省所管事業)

- ・ 文部科学省に設置されている競技力向上タスクフォースの位置付けを明確にし、競技力向上事業に関するJSCの責任が曖昧にならないようにすべきである。また、助成金の受給者がタスクフォースのメンバーとして自らに対する配分にかかわる助成金の配分方針の決定に関与しているとの疑念を持たれることのないよう、仕組みを整えるべきである。
- ・ 助成金の配分に当たっては、各競技団体の成果目標の達成度合いが適切に反映される仕組み(PDCAサイクル)を徹底すべきである。また、配分基準及び配分の結果について、配分プロセスに疑念を持たれないよう、積極的な情報開示を行うべきである。
- ・ 助成金の配分に当たっては、各競技団体の財政状況を考慮することとされているが、単純に赤字団体への補助率を高めるのではなく、一定の負担を求めつつ、各競技団体のコスト削減努力や自己収入増加努力を適切に考慮すべきである。
- ・ 助成対象の競技団体について、JSC自身や監査法人等、外部による監査・チェックをより強化すべきである。

- ・ レビューシートの記載等をより充実させることで、事業内容の透明性を向上させるべきである。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック関連(Ⅱ)

2020 年東京オリンピック・パラリンピック関連予算

取りまとめ

「リーディングプロジェクトの推進」(文部科学省所管事業)

「産地活性化総合対策事業」のうち「オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策」
(農林水産省所管事項)

「沿岸域環境改善技術評価事業」(環境省)

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連で各種の予算要求が行われているが、限られた予算と時間で最高の大会を実現するため、国民から見て大会の成功に直接資するものに重点化するとともに、事業の実施については、その進捗と効果を点検しながら、政府全体で連携して効率的、効果的に行うべきである。
- ・ 「リーディングプロジェクトの推進」については、既存事業との目的の違いが明確でなく、資金配分についても過大であり、既存事業の範囲内で実施することを含めて再検討すべきである。また、文化プログラムの実施については、オリンピック憲章では文化プログラムは組織委員会の義務とされていることを踏まえて、責任主体を明確化すべきである。
- ・ 「産地活性化総合対策事業」のうち、「国産花きイノベーション推進事業」において行う「オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策」については、公的支援の必要性について再検討が必要であり、インセンティブ措置等により民間主導で行う可能性を検討すべきである。また、資金配分についても、流通業者に対する

多額の支出が妥当かどうか検証すべきである。

- ・ 「沿岸域環境改善技術評価事業」については、実証実験の段階であり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに見込まれる水質浄化の成果を定量的に示すことができない以上、オリンピック・パラリンピック関連予算としては妥当ではなく、東京湾の水質改善については 2020 年に確実に間に合う他の方法を検討すべきである。
- ・ 上記の三事業は、いずれも2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とのつながりが不明確である。

基金に関する事業

取りまとめ

燃油価格高騰緊急対策基金(農林水産省所管事業)

街なか居住再生ファンド(国土交通省所管事業)

民間再開発促進基金(国土交通省所管事業)

1. 燃油価格高騰緊急対策基金

- ・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、事業の執行計画を再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。
- ・省エネ設備のリース導入支援は、本基金事業以外の事業においても実施されており、終了期限の延長を行ってまで実施する必要性は認められないため、終了期限をもって、本基金事業での支援を終了すべきである。

2. 街なか居住再生基金

- ・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、平成 28 年度における基金への積み増しを行わないこととした上で、

事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。

・また、基金事業の終了期限を設けた上で、早期の基金の終了を検討すべきである。

3.民間再開発促進基金

・事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、平成 28 年度における基金への積み増しを行わないこととした上で、これまでの貸倒実績率等も勘案して事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。

・また、基金事業の終了期限を設けた上で、早期の基金の終了を検討すべきである。

・レビューで取り上げた3基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、「行政事業レビュー実施要領」に示された点検方針等を踏まえ、早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うべきである。

子供の学力向上（Ⅰ） 義務教育、全国学力テスト

取りまとめ

「義務教育費国庫負担金に必要な経費」（文部科学省所管事業）

「全国学力・学習状況調査の実施」（文部科学省所管事業）

- ・ 教育政策の分野においても、他の政策分野と同様に、客観的・科学的なエビデンスに基づいた政策判断が求められている。人口が減少する中、あらゆる分野で人材不足となっており、教職員数のみを維持するという政策は現実的でない。仮に児童・生徒数当たりの教職員数を現状よりも増やすのであれば、それにより教育効果が高まることにつき、客観的・科学的な根拠を示す必要がある。効果を説明する責任は文部科学省の側にあることに留意すべきである。
- ・ 教育効果を高めるためには、単なる教員の数（「量」）ではなく、その「質」を高めることが重要である。そのため、教員の「質」を評価する手法の検討に努め、教員の指導力向上のための実効ある施策を検討するとともに、様々な事務負担を教員個人が抱え込む現状を改め、チームとしての教職員の組織力を用いた学校運営を検討すべきである。
- ・ 全国学力・学習状況調査については、研究テーマを文部科学省から示すことになる公募研究だけでなく、新しいアイデアが研究者の側から出てくるよう、調査結果を幅広く開示すべきである。このことは、文部科学省の研究・政策について幅広い視点から再検証するためにも重要である。

- ・ 全国学力・学習状況調査をサンプル調査で行うか悉皆調査で行うかについては、調査目的に照らして検討すべきである。仮に悉皆調査を行うのであれば、例えば個々の教員の評価に用いる等、悉皆調査でなければ実現できない調査目的を提示した上で、そのために必要な調査設計の見直しを行うべきである。

子供の学力向上(Ⅱ)

英語教育強化事業、留学支援事業

取りまとめ

「義務教育国庫負担金に必要な経費」(文部科学省所管事業)
「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」(文部科学省所管事業)
「補習等のための指導員等派遣事業(一部)」(文部科学省所管事業)
「社会総がかりで行う高校生留学支援事業」(文部科学省所管事業)

- ・ 英語教育には、中学校、高等学校の教員の人件費として毎年約 3,000 億円が投入されているが、高校三年生の概ね4分の3以上が英検3～5級に相当する結果に留まっている。英語教育の質的向上は一刻の猶予も許されない課題であるにもかかわらず、英語教員の能力は、英検準1級以上を有する教員の割合が中学校で28.8%、高等学校で55.4%しかない。教員研修を漫然と行うのではなく、教員の配置の見直し、外部専門家やICTの利用等を含めた外部教材の活用など、質向上のための実効的な措置について、費用対効果を検証しつつ、検討すべきである。
- ・ 高校生留学支援事業については、支援額が実際の留学費用を大きく下回っていることから、所得の多寡にかかわらず留学に対するインセンティブがより働くよう、地方自治体や民間の取組を把握した上で、最小限の国費負担で最大の効果を上げるべく、事業の在り方を再検討すべきである。

科学技術ビッグプロジェクト(Ⅰ)

スーパーコンピューター

取りまとめ

「革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)の構築(HPCI 戦略プログラムを除く)」、「HPCI 戦略プログラム」
「ポスト「京」の開発」(文部科学省所管事業)

- ・スーパーコンピューター「京」については、平成 24 年 9 月末に共用開始され、「京」を中核として国内の大学等のスーパーコンピューターを高速ネットワークでつなぐ、計算環境(HPCI)の運営がなされており、現在、2020年をターゲットとする世界最高水準の汎用性スーパーコンピューターのポスト「京」の実現に向けた取組が進められている。
- ・スーパーコンピューター「京」の開発・整備に 1,000 億円を超える国費が投入されていることに鑑み、投入予算に見合った成果が得られているか、成果を基礎研究面での科学的な成果と、実用的成果とに分けて、国民に分かりやすく説明すべきである。
- ・産業界による「京」の利用割合は、現在全体の8～10%程度にとどまっているが、適正な受益者負担を求めつつ、産業利用の割合を高めていくべきである。
- ・「京」の利用者の選定手続については、この巨額を要したプロジェクトの成果を広く社会全体で享受できるようにするためにも、公表の範囲を拡充し、透明性を高めるべきである。

- ・ポスト「京」の開発については、約1,100億円という多額の国費投入が見込まれているが、これに見合う成果として、どのようなものが期待されているのかについて、国民に分かりやすく説明すべきである。
- ・また、「京」の保守及びポスト「京」の開発・整備・保守にあたっては、この事業の性質上、特定の業界、特定の企業のみが関係するものとなっていることから、コスト抑制のための検討を、海外比較等、様々な角度から行い、専門家による検証なども踏まえるなどして、国費投入額の削減に努力すべきである。

科学技術ビッグプロジェクト(Ⅱ) 国際宇宙ステーション(ISS)開発に関する予算

取りまとめ

「国際宇宙ステーション開発に必要な経費(280)」(文部科学省所管事業)

「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金に必要な経費(283)」
(文部科学省所管事業)

- ・ 国際宇宙ステーション(ISS)については、我が国の科学技術政策の中での宇宙政策の位置づけ、更にその中でのISSの位置づけを明確に提示した上で、将来的な利益の回収が期待される投資の側面と、夢や希望、さらには外交・安全保障などの公共財的な側面があることを踏まえつつ、国益への貢献、実際の成果とコスト、将来ビジョンや今後の課題を含め厳格な評価を行い、それを前提に、国費投入額の適正性について国民への説明責任を果たすべきである。また、事業をより効果的・効率的に進めるようマネジメント体制を確立し、改善していくべきである。
- ・ 「きぼう」を利用した研究については、現状を見ると、一部評価結果は公表されているが、その内容は評価というよりも研究結果の広報となっている。今後は投入予算に見合った科学的成果があったか、「きぼう」で行う必然性があったかについて専門家による厳格な審査を行い、その内容・プロセス・評価結果を透明化し広く国民に公表すべきである。また、研究課題の選定に当たっても、同様の視点からより透明なプロセスを通じて厳格に審査すべきである。
- ・ 「きぼう」を利用した研究の目標については、単なる論文数でなく、論文の被引用数、高被引用論文数などの、研究の質を表す指標とすべきである。

- ・「きぼう」への民間研究委託（有償利用）についても、価格設定などを見直した上で促進すること等により、民間資金の一層の活用を図るべきである。

耐震化の効果的な促進

不特定多数の者が利用する大規模建築物(ホテル、旅館等)等の耐震化 取りまとめ

「住宅市街地総合整備促進等事業」のうち「耐震対策緊急促進事業」(国土交通省所管事業)

- ・ 不特定多数の者が利用する、ホテル、旅館等の大規模建築物の耐震性を向上させることは、大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性、国民の生命の安全性をより一層向上させるために必要な重要課題である。
- ・ 地方公共団体における補助制度の有無によって、建築物の所有者等の負担額に大幅な差が生じている。現時点で補助制度を創設していない11県を含め、耐震改修を一層促進すべきである。
- ・ 平成27年末が耐震診断結果の報告期限であり、今後は、改修が必要となる大規模建築物が把握できることから、地方公共団体に対しフォローアップ体制を整備させ、きめ細かな対応を行わせるなど、耐震改修の着手を促すべきである。また、本事業を延長する場合には、明確に期限を付し、それ以降は補助率が下がることを周知した上で、耐震改修の早期着手を促すとともに、耐震改修工事の事例(工法、価格、デザイン性、メリットなど)等の情報を広く発信すべきである。

PFI 手法等を活用した効果的・効率的なインフラ整備の推進

取りまとめ

「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」(内閣府所管事業)

「官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進」(国土交通省所管事業)

- ・ 地方公共団体の意識改革や地元住民の理解促進など案件形成の入り口となる課題を解決するため、地方公共団体、地元住民、地元企業等の参画による地域プラットフォームの形成を促進すべきである。地域プラットフォームの形成促進に当たっては、先進的な地方公共団体の取組による効果等を調査・分析し、横展開を図るべきである。
- ・ 民間事業者が PFI 事業に参入しやすい環境を整備する観点から、下水道事業等への公営企業会計の適用による経営財務の見える化を促進するとともに、総務省が有する地方公営企業決算状況調査の全てのデータを公表すべきである。
- ・ 税財源に頼ることなく、民間投資を喚起し、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、経済成長へとつなげていくためには、PFI 事業等の活用を一層推進することが重要であり、民間資金等活用事業推進会議が中心となって国がリーダーシップを発揮し、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成 26 年 6 月 16 日民間資金等活用事業推進会議決定)において、集中強化期間(平成 26 年度から 28 年度)における公共施設等運営権方式の

事業件数目標とされている 19 件の具体化等、PFI 事業等の更なる推進を図るために必要な施策を講じていくべきである。

正社員雇用の推進

取りまとめ

「非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業の実施」(厚生労働省所管事業)

- ・ 非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業については、「正社員化コース」「処遇改善コース」「人材育成コース」のそれぞれの支援メニュー毎の成果目標を明確にすることにより、PDCAサイクルの向上に取り組むべきである。
- ・ さらに、本事業が、「正社員化」へつなげるための支援事業であること、非正規雇用の労働者の賃金引上げにも資するものであることを明確にするため、支援メニューの更なる改善を図るべきである。
- ・ 非正規雇用の労働者の正社員転換・待遇改善を進めるため、平成 28 年1月に策定される今後 5 カ年の計画である「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定する際には、本事業に加え、有効と考えられる政策手段を総動員し、総合的な対策を講ずるべきである。また、実施の際には、非正規雇用労働者の詳細な現況分析をした上で、個々の政策手段にも適切な成果目標を設定し、不断の見直しを行うべきである。

KPIに対応する成果目標設定

取りまとめ

「医療保険給付費国庫負担金等」(厚生労働省所管事業)

「介護給付費負担金」(厚生労働省所管事業)

- ・ 社会保障制度の持続可能性を高めるためには、骨太 2015 で示された歳出改革を確実に進めることが重要であることを踏まえ、改革の具体的な取組・成果目標とその実施・達成時期や取組を推進するための具体的な手法を明確にした上で改革に取り組むべきである。また、その際には、保険者や地域差の視点も踏まえたデータ分析による「見える化」を行い、それを政策に反映するとともに、国民に提供される医療の質が低下しないよう留意すべきである。
- ・ 「経済・財政再生計画」に盛り込まれた改革工程表に基づき、成果目標の達成度を点検・評価する「KPI」と各府省が所管する個別事業の成果を数量的に把握・評価する「行政事業レビュー」とが「車の両輪」として機能していくことが肝要であることを踏まえ、以下の内容について適切に取り組むべきである。
 - ①KPIは、時間軸を明確にした上で、定量的かつ具体的で、改革推進の観点から意欲的なものを設定すべきである。また、行政事業レビューや政策評価との関係を含め、目標達成に向けた政策体系図を整理すべきである。
 - ②KPIとの連動性が高い行政事業レビューシートにおける成果目標の設定に当たっては、ロジックモデルを活用するなどして、KPIとの関連を明らかにすべきである。
 - ③KPIとの関連を明確に記述する観点から、レビューシートの記載事項の見直しを検討すべきである。